

お知らせ します! 町職員の給与・職員数

◎問い合わせ 総務課 ☎内線 210・211

給与

●職員給与のしくみ

町職員に支給される給与は、給料と各種手当（管理職・時間外・扶養・退職など）から成り立っています。これは地方自治法および地方公務員法の規定に基づき、町議会の議決を経て定められた条例に基づいて支給しています。

●給与の決定のしくみ

生計費および国や他自治体の職員給与、民間企業従業員の給与などを考慮し、その均衡を図るため、人事院が行う給与改定勧告（国家公務員に行う給与勧告）に準じて決定されます。

一般行政職の初任給（平成24年4月1日現在）

区分	大磯町	国
大学卒	175,600円	172,200円
高校卒	147,200円	140,100円

職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区分	大磯町		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	319,800円	42.8歳	329,917円 (304,944円)	42.8歳
技能労務職	285,000円	55.3歳	285,030円 (270,465円)	49.7歳

※国では平成24年度から臨時特例法により減額措置を行っています。括弧内は減額後の数値です。

人件費状況（平成23年度一般会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B)／(A)
33,322人	9,562,666千円	290,167千円	2,159,967千円	22.6%

※人件費には町長、議員等の特別職に支給される給料、報酬等を含みません。

給与費の状況（平成24年度一般会計予算）

職員数 A	給与費				一人当たりの給与費 B／A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
263人	962,904千円	225,440千円	356,211千円	1,544,555千円	5,873千円

※給与費は当初予算に計上された額であり、特別職は含みません。

【一般行政職】

税務職員、保健師、保育士、栄養士、消防職員、技能労務職員、教育公務員以外の事務職員です。

【技能労務職】

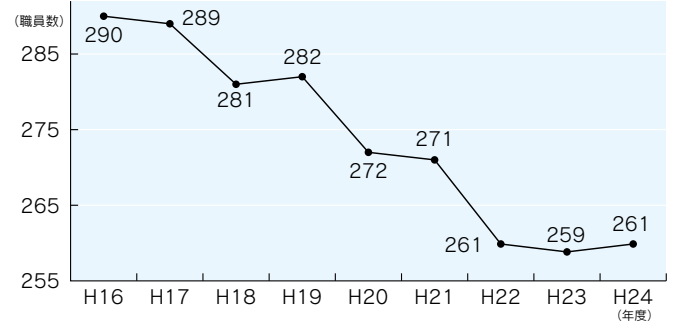
給食調理、環境整備、自動車運転、道路作業などに従事する職員です。

【一般会計】

地方自治体の基本となる会計です。特定事業（国民健康保険、介護保険、下水道、後期高齢者医療）に関連する経費は、特別会計として管理します。

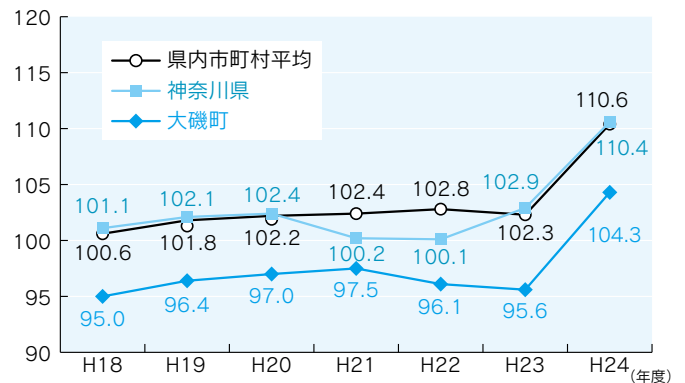
職員数（各年4月1日現在）

「大磯町定員適正化計画」に基づき、簡素で効率的な行財政を進め、平成16年に比べ約1割（29人）の削減をしました。今後も、状況に合わせて適正な定員管理を行います。



ラスパイレズ指数の状況（各年4月1日現在）

ラスパイレズ指数とは、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料水準を示す指数です。平成24年は地方公務員の指数が大幅に上昇しています。これは現在、国家公務員において臨時特例法により減額措置をしているためで、国減額前との比較では、大磯町は96.3となります。



勤務時間

職員の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分の1日7時間45分、週38時間45分です。

年次有給休暇の平均取得状況

平成23年（1月1日～12月31日）	4.3日
--------------------	------

※職員の年次有給休暇の付与日数は年間20日です。

特別職等の給与・報酬の状況（平成24年度）

職名	種類	月額		期末手当(年間)
		給与	報酬	
町長	給料	383,500円		3.85月分
教育長	給料	287,500円		
議長	報酬	423,000円		4.15月分
副議長		344,000円		
議員		315,000円		

※町長・教育長については、給与・期末手当の支給において5割の減額措置を行っています。(表の月額は減額措置後の金額です。)